平成２３年（フ）第１９７号
和歌山市古屋23番地の３
債務者　竹葉建設こと　竹葉　　績
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２０３号
和歌山市西庄343番地の９
債務者　辻本　匡登
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１９８号
和歌山市小雑賀２丁目３番18号
債務者　瓦谷　　明
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２４号
埼玉県鳩ケ谷市三ツ和２丁目６番地の９　Ｍシティ301号
債務者　斎藤由美子（旧姓水石）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
埼玉県上尾市大字平方領々家34番地３　パーナプラザＢ―203
債務者　坂本　理恵
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
埼玉県蕨市中央２丁目４番13号　コーポ黒沼101号
債務者　宇南山義典
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
埼玉県蕨市中央２丁目４番13号　コーポ黒沼101号
債務者　宇南山貞子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４６号
埼玉県北本市本町５丁目179番地　コーポラス小古瀬Ｂ―101
債務者　奥平枯津絵
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
さいたま市大宮区大成町１丁目172番地１　ライオンズマンション大宮第２　107号、旧住所文京区大塚６丁目２番５―201号
債務者　山本　正美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
埼玉県上尾市富士見１丁目８番26号　田中ハイツ305
債務者　今井　正美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
埼玉県桶川市東１丁目10番26号　前島マンション202号
債務者　鈴木ネリアこと　スズキ　ネリア　アグスティン
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
埼玉県比企郡嵐山町大字太郎丸182番地10
債務者　新井　由美（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８号
千葉県成田市不動ケ岡1120番地８
債務者　渡邉利江子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第９１号
千葉県四街道市大日67番地26
債務者　山崎　道雄
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１００号
千葉県佐倉市臼井田980番地３
債務者　寺岡真理子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１２号
千葉県成田市本三里塚199番地50
債務者　佐藤　康史
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３１号
千葉県印西市木下南２丁目５番地６
債務者　白田　由樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部